



宮 崎 県 公 報

平成19年2月26日(月曜日) 第 1857 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○道路の区域の変更(12件).....(道路保全課) 1	
○道路の供用の開始(12件).....(") 3	
公 告	

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(生活・文化課) 6	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数..... 6	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数..... 6	

告 示

宮崎県告示第 157号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年2月26日から平成19年3月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道 2 21号	都城市太郎坊町3515番1地先から同市都北町5948番5地先まで	旧	9.0 ~ 12.0	640.0
				新	10.5 ~ 16.0	

宮崎県告示第 158号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年2月26日から平成19年3月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道 4 48号	串間市大字大納字一ノ坂3199番1地先から同市同大字同	旧	18.5 ~ 20.0	30.0
				新	34.0 ~ 125.5	

字3199番7
地先まで

宮崎県告示第 159号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年2月26日から平成19年3月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
7	県道	緒方高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字岩戸字左右殿5101番1地先から同郡同町同大字同字5097番1地先まで	旧	7.4 ~ 8.8	21.5
				新	14.8 ~ 22.0	
				旧	8.4 ~ 9.4	31.2
新	13.0 ~ 24.2					
			西臼杵郡高千穂町大字上岩戸字立平1394番2地先から同郡同町同大字字仏ノ尾1378番1地先まで	旧	8.4 ~ 9.4	31.2

宮崎県告示第 160号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年2月26日から平成19年3月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
24	県道	高鍋高 岡線	児湯郡高鍋 町大字北高 鍋字七反田 288番4地 先から同郡 同町大字上 江字黒谷13 95番3地先 まで	旧	11.2 ~ 25.4	371.5
				新	16.2 ~ 28.4	371.5

宮崎県告示第 161号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年2月26日から平成19年3月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
26	県道	宮崎須 木線	東諸県郡国 富町大字岩 知野字六江 824番1地 先から同郡 同町同大字 同字 872番 1地先まで	旧	10.0 ~ 17.7	72.7
				新	12.3 ~ 17.7	72.7

宮崎県告示第 162号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年2月26日から平成19年3月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
31	県道	都城霧 島公園	都城市南横 市町2037番	旧	6.7 ~ 22.5	369.5

		線	3地先から 同市同町13 21番1地先 まで	新	9.0 ~ 35.0	369.5
--	--	---	---------------------------------	---	---------------	-------

宮崎県告示第 163号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年2月26日から平成19年3月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
102	県道	木場吉 松えび の線	えびの市大 字東川北字 北堀1390番 4地先から 同市同大字 字牧玉1295 番1地先ま で	旧	7.0 ~ 9.0	220.0
				新	10.5 ~ 16.5	220.0

宮崎県告示第 164号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年2月26日から平成19年3月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
105	県道	馬渡大 川原線	都城市美川 町2465番 1 06地先から 同市同町17 33番1地先 まで	旧	7.0 ~ 27.8	39.0
				新	8.5 ~ 38.0	39.0

宮崎県告示第 165号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年2月26日から平成19年3月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
214	県道	上祝子 綱の瀬 線	延岡市北方 町下鹿川字 西畑申 507 番29地先か ら同市同町 下鹿川同字 申 507番 5 地先まで	旧	12.2 ~ 29.0	24.6
				新	69.0 ~ 84.2	24.6

宮崎県告示第 166号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月26日から平成19年 3 月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
224	県道	遠見半 島線	東白杵郡門 川町大字庵 川字曾根48 33番 7 地先 から同郡同 町同大字同 字4833番 7 地先まで	旧	8.0 ~ 8.5	16.6
				新	10.8 ~ 23.6	16.6
			東白杵郡門 川町大字庵 川字曾根48 00番 1 地先 から同郡同 町同大字字 摺木4794番 3 地先まで	旧	9.0 ~ 11.2	56.0
				新	10.6 ~ 43.2	56.0

宮崎県告示第 167号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月26日から平成19年 3 月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
358	県道	高岡綾 線	宮崎市高岡 町内山字上 ノ丸 253番 4 地先から 同市同町内 山同字 253 番 4 地先ま で	旧	12.8 ~ 13.0	3.0
				新	13.6 ~ 13.8	3.0

宮崎県告示第 168号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月26日から平成19年 3 月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
408	県道	西川北 京町温 泉停車 場線	えびの市大 字昌明寺字 山王 772番 249地先か ら同市同大 字字矢岳11 93番88地先 まで	旧	4.6 ~ 20.0	415.0
				新	4.6 ~ 20.0	415.0

宮崎県告示第 169号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月26日から平成19年 3 月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 21号	都城市太郎 坊町3515番 1 地先から 同市都北町 5948番 5 地 先まで	平成19年 2 月26日

宮崎県告示第 170号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月26日から平成19年 3 月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 4 48号	串間市大字 大納字一ノ 坂3199番 1 地先から同 市同大字同 字3199番 7 地先まで	平成19年 2 月26日

宮崎県告示第 171号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月26日から平成19年 3 月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
7	県道	緒方高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 岩戸字左右 殿5101番 1 地先から同 郡同町同大 字同字5097 番 1 地先ま で 西臼杵郡高 千穂町大字 上岩戸字立 平1394番 2 地先から同 郡同町同大 字字仏ノ尾 1378番 1 地 先まで	平成19年 2 月26日

宮崎県告示第 172号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道

路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月26日から平成19年 3 月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
24	県道	高鍋高 岡線	児湯郡高鍋 町大字北高 鍋字七反田 288番 4 地 先から同郡 同町大字上 江字黒谷13 95番 3 地先 まで	平成19年 2 月26日

宮崎県告示第 173号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月26日から平成19年 3 月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
26	県道	宮崎須 木線	東諸県郡国 富町大字岩 知野字六江 824番 1 地 先から同郡 同町同大字 同字 872番 1 地先まで	平成19年 2 月26日

宮崎県告示第 174号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月26日から平成19年 3 月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
31	県道	都城霧 島公園	都城市南横 市町2037番	平成19年 2 月26日

線	3 地先から 同市同町13 21番 1 地先 まで
---	------------------------------------

宮崎県告示第 175号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月26日から平成19年 3 月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
102	県道	木場吉 松えび の線	えびの市大 字東川北字 北堀1390番 4 地先から 同市同大字 字牧玉1295 番 1 地先ま で	平成19年 2 月26日

宮崎県告示第 176号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月26日から平成19年 3 月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
105	県道	馬渡大 川原線	都城市美川 町2465番 1 06地先から 同市同町17 33番 1 地先 まで	平成19年 2 月26日

宮崎県告示第 177号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月26日から平成19年 3 月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
214	県道	上祝子 綱の瀬 線	延岡市北方 町下鹿川字 西畑申 507 番29地先か ら同市同町 下鹿川同字 申 507番 5 地先まで	平成19年 2 月26日

宮崎県告示第 178号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月26日から平成19年 3 月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
224	県道	遠見半 島線	東臼杵郡門 川町大字庵 川字曾根48 33番 7 地先 から同郡同 町同大字同 字4833番 7 地先まで 東臼杵郡門 川町大字庵 川字曾根48 00番 1 地先 から同郡同 町同大字字 摺木4794番 3 地先まで	平成19年 2 月26日

宮崎県告示第 179号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月26日から平成19年 3 月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
358	県道	高岡綾線	宮崎市高岡町内山字上ノ丸 253番4地先から同市同町内山同字 253番4地先まで	平成19年2月26日

宮崎県告示第 180号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年2月26日から平成19年3月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
408	県道	西川北京町温泉停車場線	えびの市大字昌明寺字山王 772番249地先から同市同大字字矢岳1193番88地先まで	平成19年2月26日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成19年2月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年2月13日	特定非営利活動法人 宮崎ささえあい横丁	藤木 淳子	宮崎県宮崎市下北方町平田903番地16ダイヤパレス神宮の杜六号館 409	この法人は、在宅で介護が必要な高齢者や障害者その他支援を必要とする人々に対して、地域に根ざし心のこもった助け合い

				及び居宅サービス・居宅介護支援・自立就労支援に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。
--	--	--	--	--

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 （その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）の数は、平成19年2月12日現在次のとおりである。

平成19年2月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 18,847人

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 （その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）の数 223,720人

宮崎県選挙管理委員会告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 （その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）の数は、平成19年2月12日現在次のとおりである。

平成19年2月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

東臼杵郡（延岡市北方町、延岡市北浦町、日向市東郷町の区域を含む。）選挙区 14,193人